

都市整備課の「平成30年度の運営方針と目標」

都市整備課長 福田 和也

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・住民の生活に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。
- ・災害時（台風・豪雪等）において、最低限の生活を維持できるよう、迅速に道路等の復旧を行い、通行の確保及び保全を図ります。
- ・街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。
- ・住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。
- ・将来を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ります。
- ・安全で安心な水道水の供給に努め、災害に強い水道施設を目指します。
- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進による居住環境の向上・自然環境の保全に努めます。
- ・上水道、公共下水道、農業集落排水の公営企業及び特別会計の健全な経営と施設の適正な維持管理に努めます。

■課の役割

都市整備課は、管理係、都市計画係、道路整備係、上下水道係、業務係の5係で構成されています。主な役割としては、次の業務を担っています。

- ①道路・橋梁等の維持管理に関すること。
- ②排水路の計画、維持管理に関すること。
- ③街路灯・交通安全施設の維持管理、整備に関すること。
- ④道路等の境界に関すること。
- ⑤道路法に係る許認可に関すること。
- ⑥町営住宅、定住化促進住宅、災害公営住宅の維持管理、及び整備計画に関すること。
- ⑦土木災害復旧事業に関すること。
- ⑧都市計画に関すること。
- ⑨都市区画整理、宅地造成に関すること。
- ⑩公園、緑地の維持管理、整備に関すること。
- ⑪建築確認申請、開発行為に関すること。
- ⑫屋外広告物に関すること
- ⑬都市緑化保全に関すること
- ⑭道路・橋梁の新設、改良、更新に関すること。
- ⑮道路・橋梁の整備計画に関すること。
- ⑯上下水道料金等の認定、賦課、徴収、減免、滞納整理、処分に関すること。
- ⑰上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関すること。
- ⑱上下水道の民間委託及び企業会計に関すること。
- ⑲上下水道事業の計画的な整備及び施設・機器設備の維持管理に関すること。
- ⑳上下水道の給排水設備工事に関する受付、検査及び公認店の指導に関すること。
- ㉑合併処理浄化槽の申請審査及び維持管理に関すること。

また、重点事業、復興関連事業として、次の業務を担っています。

- ①矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業に関すること。
- ②復興道路の整備計画に関すること。
- ③道路等側溝堆積物撤去処理事業に関すること。

2 課の構成(平成30年4月1日現在)

■職員数	21人
・課長	1人
・副課長	2人
・管理係	4人
・都市計画係	3人
・道路整備係	3人
・上下水道係	5人
・業務係	3人

3 平成30年度の課の運営方針

- ・平成30年度は、重点プロジェクトである複合施設の実施設計をはじめ、（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業、道路等側溝堆積物撤去処理事業の計画的な施工、国道4号4車線化事業等に取り組み、町の重点プロジェクトの実現に向けて万全の体制で臨みます。
- ・道路や街路灯・交通安全施設については、道路パトロールを含め、舗装道路の維持補修、砂利道の維持管理、街路灯・交通安全施設の新設・維持管理が計画的にできるよう、技能員・労務員を配置し、適正な管理に努めます。
- ・町営住宅入居者の家賃滞納者については、町税等収納確保委員会と連携を図りながら実態を調査し状況等に配慮しながら督促を行い、滞納の解消に努めます。
- ・定住化促進住宅については、適切な施設等の維持補修を実施し、入居率を高める方策及び管理業務委託を検討します。
- ・若者定住促進事業については、定住促進に一定の効果があるため、勤労者の持家を促進し町外からの流入人口の増加を目指し、若者の定住を図ります。
- ・国県の道路・河川整備事業について、事業促進が図られるよう関連機関への要望や調整を行います。
- ・都市公園等については、公園整備計画及び大池公園整備計画を策定し、計画的な施設管理を行います。
- ・道路事業では、八幡町善郷内線（羽鳥幹線水路）・神田西線・一本木32号線・一本木29号線の幹線道路網整備に取り組みます。
- ・生活道路等については、地域住民との合意形成を図りながら、生活基盤が整備されたまちづくりを推進します。
- ・橋梁については、町内68橋の橋梁長寿命化修繕計画について見直しを行い、計画的に改修事業を推進します。
- ・上下水道施設の適正な維持管理と健全な経営に努めます。
- ・新しい時代にあったライフラインの適正管理と健全経営を推進します。
- ・安全で安心な水を恒常的・安定的に供給するため、適正な水質管理、施設管理を行います。
- ・老朽化した水道施設の調査を行い、計画的な機能強化を図り「災害に強い施設づくり」を目指します。
- ・居住環境の向上、自然環境の保全のため公共下水道の受益地の拡大を図るとともに、整備が完了した公共下水道、農業集落排水区域の接続率向上を図るため接続促進事業に取り組みます。
- ・公共下水道、農業集落排水の整備区域外は、合併処理浄化槽の助成設置を進めるとともに維持管理の啓発を促進します。
- ・上下水道施設の効率的、効果的な維持管理と経費削減を図り経営の健全化に努めます。特に事業の長期的管理を見据えた使用料等の改正を検討します。
- ・鶯橋吊配水管整備、中畑配水池省力化、有収水量率の向上に努めます。
- ・企業会計、特別会計の健全化を図るため、料金等賦課徴収業務の受託者と連携し、コンビニ収納の利用促進、口座振替利用の推進、納付相談での納付意識の向上、給水停止等の滞納処分の未収金対策を強化します。
- ・農業集落排水使用料金算定の見直し、ペットボトル水の製作販売を推進します。
- ・農業集落排水処理施設の長寿命化と維持管理の負担軽減を図るため、機能強化事業により処理施設等の整備を進めます。

1	公共下水道整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>全体計画区域（550ha）内において認可区域の拡大を行いながら、地域再生基盤強化交付金に基づき、計画的に下水道の整備を推進します。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金に基づき、下水道施設の計画的な改築更新を進め、持続可能な下水道施設の実現を図ります。</p> <p>さらに、整備した下水道施設の適正な維持管理を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	<p>■維持管理業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月 委託業務契約締結 ・4月～9月 機器等の維持管理 <p>■整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～9月 新規公共樹設置 2基 ・7月～3月 舗装本復旧工事（一本木・八幡町地区）A=1,500㎡ ・6月～3月 汚水6010号枝管埋設工事（新町地区）L=360m ・7月～3月 汚水1038号下水道管改築更新工事（中町地区）L=110m ・7月～3月 公共下水道変更認可業務委託 	<p>■維持管理業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月 下水道管路清掃業務 ・10月～3月 機器等の維持管理 <p>■整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月～3月 新規公共樹設置3基 ・10月～3月 汚水2172号枝管埋設工事（一本木地区）L=60m ・10月～3月 汚水6066号枝管埋設工事（一本木地区）L=40m 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールポンプ（21箇所）及び下水道管（L=66.6km）の維持管理を実施します。 ・新規公共樹を、5基設置します。 ・持続可能な下水道施設の実現のため、陶管L=110m（中町）の、改築更新工事を行います。 ・公共下水道路管渠L=60m（一本木地区）、L=100m（一本木地区）、L=40m（一本木地区）、L=360m（新町地区）を整備し、区域を拡大します。 ・公共下水道変更認可業務委託を行います。 		

2	合併処理浄化槽設置整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除く地域を合併処理浄化槽設置により、環境保全を図り、全町的な生活環境の向上を推進します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	<p>4月～9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽新設・切替に係る補助金を助成します。（11基） ・浄化槽協会による法定検査（7条、11条検査）を受験したが、不適合であった全世帯へ改善指導通知を送付します。 	<p>10月～3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽新設・切替に係る補助金を助成します。（11基） ・浄化槽協会による法定検査（7条、11条検査）を受験したが、不適合であった全世帯へ改善指導通知を送付します。 ・浄化槽協会による法定検査（7条検査）未受験の全世帯へ受験勧奨通知を送付し、周知を図ります。 ・「浄化槽の日」について広報やぶぎとホームページでPRします。 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の新設・単独処理浄化槽及び汲取式便所からの切替 22基 ・浄化槽協会による法定検査（7条、11条検査）を受験したが、不適合であった全世帯へ改善指導通知を送付 ・浄化槽協会による法定検査（7条検査）未受験の全世帯へ受験勧奨通知を送付 ・「浄化槽の日」について広報やぶぎとホームページでPRします。 		

3	農業集落排水事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>農業集落排水事業において整備された5処理区の汚水処理等が正常に機能し、安定した管理が行えるよう、業務委託等を推進します。</p> <p>また、新規に接続する場合は接続許可及び確認業務を行い、生活環境の向上を図るとともに、整備計画区域外については変更も含めた処理手法等の検討を行います。</p> <p>※5処理区（大和内、本村、三城目、寺内、松倉地区）</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設維持管理業務委託（4月：長期継続契約締結） ・処理施設の污泥採取（4月：年間単価契約締結） ・マンホールポンプ維持管理委託（4月：長期継続契約締結） ・本村処理場自家発電機保守点検委託（4月：年間業務契約締結） ・未接続世帯へ接続促進の実施（年間を通じて） 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管洗浄清掃業務委託（10月：発注予定） 委託場所：大和内ほか5地区 L=818m ・未接続世帯へ接続促進の実施（年間を通じて） 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の効率的、経済的な維持管理を実施します。（各地区の水質をBOD20ppm、SS50ppm以内で放流します。） ・処理場5地区、マンホールポンプ（11箇所）及び下水道管（L=33.6km）については、継続的で適切な維持管理を実施します。 ・未接続世帯への接続促進を実施します。（目標：12世帯新規接続 接続率80.0%⇒81.9%） 		

4	配水管施設整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>給水需要を把握し、老朽化に伴う配水管の布設替え、他事業に伴う配水管の布設替え及び新設、バイパス化を図り安定した給水を図るため、事業を実施します。（町道整備に伴う配水管の新設、布設替え、国、県工事関連布設替え等）</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管詳細設計業務委託 ・八幡町16号線配水管更新工事（1工区）【繰越】完了 ・釜池堤体改修工事関連水道管移設工事（1工区）【繰越】完了 ・松倉大池線舗装本復旧工事 完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・新町西線配水管新設工事 完了 ・一本木32号線配水管新設工事 完了 ・花咲2号線配水管新設工事 完了 ・羽島幹線水路敷配水管新設工事（2工区） 完了 ・一本木8号線配水管更新工事 完了 ・八幡町16号線配水管更新工事（2工区）完了 ・釜池堤体改修工事関連水道管移設工事（2工区）完了 ・矢吹東農道関連水道管移設工事（3工区）【繰越】完了 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町西線配水管新設工事 完了 ・一本木32号線配水管新設工事 完了 ・花咲2号線配水管新設工事 完了 ・羽島幹線水路敷配水管新設工事（2工区） 完了 ・一本木8号線配水管更新工事 完了 ・八幡町16号線配水管更新工事（2工区）完了 ・松倉大池線舗装本復旧工事 完了 ・釜池堤体改修工事関連水道管移設工事（2工区）完了 ・八幡町16号線配水管更新工事（1工区）【繰越】完了 ・矢吹東農道関連水道管移設工事（3工区）【繰越】完了 ・釜池堤体改修工事関連水道管移設工事（1工区）【繰越】完了 		

5	水道施設管理運営事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	水道施設の円滑で安全な管理に努め、水道利用者が安心して利用できるよう安定供給を推進します。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 水道施設維持管理業務委託契約締結 ・4月～9月 水道施設の水質検査実施 ・4月～9月 機器等の維持管理 ・7月 GISシステム整備 ・毎月2回 モニタリング調査実施 ・毎日 残留塩素調査実施 ・6月、9月 水道施設草刈業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月～3月 水道施設の水質検査実施 ・10月～3月 機器等の維持管理 ・毎月2回 モニタリング調査実施 ・毎日 残留塩素調査実施 ・10月 配水池タンク清掃 	
目標管理	成果目標・数値目標等 <ul style="list-style-type: none"> ・町民の皆様へ安心安全な水道水を供給します。(日配水量4,800m³) ・水質検査結果をホームページで公表します。 ・水道技術管理者資格取得(1名)を目指します。 ・震災に強い管路網を構築するためバイパス化を進めるほか、施設の簡素化を図り、維持管理を軽減し、安定的に供給します。 ・管路施設台帳(GIS化)を推進します。 		

6	水道普及PR事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	安全安心な水道水を広く町民へ周知し、水道利用者数、使用水量の向上を図るとともに、既利用者への安定した供給及び水道管の適切な利用について情報を発信します。 安全でおいしい矢吹の水道水のPRのため、ボトルウォーター『矢吹ヶ原のおいしい水』を五本松配水池より取水し業務委託により製造します。 製造したボトルウォーターは各種イベント、会議等で配布・販売を行い、PRに努めます。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	6月 全国水道週間に合わせて水道のしくみについて周知(広報やぶぎ、ホームページ) 6月 ボトルウォーター製造 10,008本	9月 矢吹ヶ原のおいしい水完成 10,008本 9月 やぶぎフロンティア祭りにて配布・販売 12月 凍結防止について周知(広報やぶぎ、ホームページ)	
目標管理	成果目標・数値目標等 <p>安全でおいしい水の水道水PRのため、ボトルウォーター『矢吹ヶ原のおいしい水』の製造、販売、PR配布を実施いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PR配布 H29実績 3,996本 ⇒ H30 4,500本 ・販売 H29実績 5,326本 ⇒ H30 5,500本 		

7	水道賦課徴収業務委託事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>現在、水道料金に併せて、公共下水道料使用料、農業集落排水使用料の賦課徴収をしており、その業務は委託で行っています。今度さらに業務委託先と連携し、滞納者への徴収強化を継続するほか、現年度分の収納率の向上を目指して、効率的な収納事務の方策を検討します。</p> <p>さらには、町税等収納確保委員会との連携を図り収納率の向上に努めるとともに、コンビニ収納システムの拡大による収納率の向上に努めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月～9月：督促、催告、臨戸訪問、給水停止処分等の実施による収納率の向上</p> <p>4月～9月：委託先との定例的な情報交換</p> <p>7月～9月：県内外の情報収集</p>	<p>10月～3月：督促、催告、臨戸訪問、給水停止処分等の実施による収納率の向上</p> <p>10月～3月：委託先との定例的な情報交換</p> <p>10月・11月：収集した情報の分析</p> <p>12月・1月：効率的な収納方法の検討</p> <p>2月：収納方法の選定</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>効率的な収納方法を選定して収納率向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金について <ul style="list-style-type: none"> 現年度分収納率：H29実績（98.3%）⇒H30（98.5%） 過年度分収納率：H29実績（14.2%）⇒H30（25.0%） 下水道料金 <ul style="list-style-type: none"> 現年度分収納率：H29実績見込み（97.1%）⇒H30（98.5%） 過年度分収納率：H29実績見込み（41.6%）⇒H30（50.0%） 		

8	農業集落排水処理施設機能強化事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>機能強化とは、農業集落排水施設が長年にわたり安定した能力を発揮するために、処理施設の稼働状況や経年劣化に対応した施設の更新・改造工事を行う補助事業です。当該事業は事前調査、改修計画策定、改修工事の順で行われます。各処理区において、順次調査検討を行い、整備を推進します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>【本村地区】</p> <p>7月 実施設計委託（H31年度分）発注</p> <p>8月 施設機械更新工事 発注</p> <p>【三城目地区】</p> <p>7月 実施設計委託（H31年度分）発注</p> <p>8月 施設機械更新工事 発注</p>	<p>【本村地区】</p> <p>3月 実施設計委託 完了</p> <p>3月 施設機械更新工事 完了</p> <p>【三城目地区】</p> <p>3月 実施設計委託 完了</p> <p>3月 施設機械更新工事 完了</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>施設の長寿命化計画に基づき、長期的かつ安定的な運営を行います。</p> <p>また、個別の目標は以下のとおりです。</p> <p>【本村地区】</p> <p>実施設計及び施設機械更新工事を発注し、年度内に完成します。</p> <p>【三城目地区】</p> <p>実施設計及び施設機械更新工事を発注し、年度内に完成します。</p>		

9	街路灯管理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>夜間の歩行者・自転車等の交通安全を図る目的から、街路灯の新設・維持管理を行います。また、段階的に蛍光灯のLED化を進め、電気料金及び維持管理費の節減を図ります。街路灯設置要望箇所については、通学路を優先に計画的に実施します。</p> <p>また、老朽化等による危険街路灯の撤去処分を計画的に実施し、安全安心な町づくりを推進します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	4月～9月 維持修繕 90基 4月～9月 新設 10基	10月～3月 維持修繕 90基 10月～12月 新設 10基 10月～3月 危険街路灯の撤去	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・LED化への推進 ・危険街路灯撤去の優先順位を決定し、関係者との協議を行い撤去工事を行います。 ・2020年の蛍光灯製造中止に向けて、LEDへの更新計画の策定を行います。 		

10	道路等側溝堆積物撤去処理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>東京電力福島第1原子力発電所の事故後、道路除染を進めてきましたが、放射線量が基準値以下で除染が実施できなかった道路側溝の堆積物については処分が困難となり、自治会等による清掃活動を中止していました。</p> <p>今回、道路側溝の堆積物の対応について国で事業化されたことから、計画に基づき、道路側溝堆積物の撤去及び処理を実施し、道路側溝の機能回復に努めます。</p> <p>年次計画(平成29年度～平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢吹第1地区(JR西側) 平成29年度から平成30年度 ・矢吹第2地区(JR東側) 平成30年度から平成31年度 ・中畑地区 平成31年度から平成32年度 ・三神地区 平成31年度から平成32年度 		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・矢吹第1地区の残5ブロックの現地調査(4月から5月) ・矢吹第2地区の10ブロックの現地調査(7月から3月) ・現場作業 矢吹第1地区の残7ブロック(5月から3月) 矢吹第2地区の5ブロック(8月から3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・矢吹第2地区の10ブロックの現地調査(7月から3月) ・中畑、三神地区の一部現地調査(12月～3月) ・現場作業 矢吹第1地区の残7ブロック(5月から3月) 矢吹第2地区の5ブロック(8月から3月) 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>速やかに国に対する事業申請を行い、現地確認、撤去作業に着手します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 矢吹第1地区(JR西側) 全ブロック完了 矢吹第2地区(JR東側) 全ブロック完了 中畑、三神地区 一部の調査発注 ・道路堆積物撤去処理事業 矢吹第1地区(JR西側) 全ブロック完了 矢吹第2地区(JR東側) 10ブロックのうち5ブロック完了 		

11	河川管理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町が管理する阿由里川の維持管理及び河川愛護団体による美化作業、また、県管理河川（阿武隈川、隈戸川、泉川）の美化作業について、河川愛護団体の活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿由里川の水門を適正に管理します。 ・阿武隈川、隈戸川の水門を適正に管理します。 ・前年度から引き続き、阿由里川の堆積土砂の撤去作業を行います。 ・泉川に土砂が堆積しており、川の流れを妨げているため、堆積土砂の撤去作業について、管理者である福島県へ要望いたします。 		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川愛護団体による河川美化作業の活動支援。 5月～7月 ・河川パトロール実施 4月から9月 ・水門管理 4月から9月 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川パトロール実施 10月から3月 ・水門管理 10月から3月 ・阿由里川の土砂撤去作業 10月から 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川愛護団体による河川美化作業を実施します。 <p>実施箇所数5箇所、実施団体数5団体、参加人数400人 参加団体：三城目地区河川愛護団体、1区自治会、田内行政区、須乗本田地区道路河川愛護団体、矢吹町建設協力会、こうすっぺ西側イメージアップ作戦、やぶき遊・ゆうライフクラブ、道路河川愛護団体等の活動支援を行い、河川の環境美化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に水門の管理を行います。 ・阿由里川の土砂撤去作業を行います。 		

12	若者住宅取得助成事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>平均年齢40歳以下の若年夫婦世帯が町内に住宅を取得した場合、条件により15万円～50万円の助成金を交付し、若者の定住支援を行います。</p> <p>また、町ホームページ、広報誌等を活用し、町内外に対象者への周知、PRを行うとともに、不動産業者及び金融機関等の住宅関連業者に対しても本制度のPR、周知を行い活用推進を図ります。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月～9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページ、広報誌等でPRします。 ・金融機関や不動産業者、ハウスメーカーなどに制度を周知するためのチラシを配布します。 	<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の効果を検証し、補助要綱等の見直しの検討を行います。 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>次世代を担う若者が、町内に住まいを持ち、定住を支援することで活力あるまちづくり、地域づくりの推進を図ります。</p> <p>新規助成目標 60件（平成29年度実績：54件） うち町内世帯 45件（平成29年度実績：43件） うち町外転入世帯 15件（平成29年度実績：11件）</p>		

13	町営住宅管理運営事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町営住宅長寿命化計画に基づく、計画に沿った維持管理業務を行います。 また、住宅整備基金の計画的な積み立て、運用により、住宅改修、バリアフリー化の財源を確保します。 町営住宅等総合整備計画（町営住宅、定住化促進住宅、災害公営住宅）を策定し、計画的な維持管理、修繕、改修、改築を行います。 管理戸数 町営住宅 291戸、定住化促進住宅 60戸 大林住宅外壁改修工事（5月から8月）</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	6月～7月 大林住宅外壁改修工事設計業務委託 6月～9月 大林住宅外壁改修工事 1棟 随時 適正かつ迅速な町営住宅の入退去を行います。 随時 適正な維持管理に努めます。	10月～ 老朽化住宅の用途廃止を推進します。 10月～ 定住化促進住宅の入居要件の検討 随時 適正な維持管理に努めます。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	・町営住宅の適正な維持管理と迅速な入退去管理を行います。 ・老朽化住宅の用途廃止を行います。		

14	災害公営住宅管理運営事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>適正な施設の管理を行い、景観形成も含めた周辺環境との調和を図るとともに、施設長寿命化のため、効率的な施設改修、修繕計画を策定します。 また、中町地区については、平成29年7月に計3団地で新たな自治会を組織し、1区総区の下部組織として位置づけられたことから、地域との協働、連携を図れるよう支援を行います。 管理戸数 52戸 入居状況（3月末現在） 41戸</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	随時 自治会組織の運営において、地元地区との連携、支援を図るためのバックアップを行います。 随時 適切な入退去管理、施設の維持管理、使用料徴収を行います。	随時 適切な入退去管理、施設の維持管理、使用料徴収を行います。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	・適切な入退去管理、施設の維持管理、使用料徴収を行います。 ・自治会組織のバックアップを行い、行政区との連携を図れるようにします。		

15	西側地域里山づくり事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>西側地域の自然の豊かさと人々の暮らしを調和させた空間を里山として守り、人と自然との共生を推し進めながら「第二区行政区」や「こうすべ西側イメージアップ作戦」等の活動と協働し、三十三観音史跡公園や、袖ヶ館跡地として寄付を受けた町有地を活動の場として提供し里山づくりの事業を行い、環境の整備に努めます。 また、対象地域を利用する町民の増加を図るとともに、ホームページ等広報手段を活用し、里山の魅力を発信します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・三十三観音史跡公園や袖ヶ館跡地について引き続き現地調査を行います。 ・三十三観音史跡公園や袖ヶ館跡地について四季を通じた情報発信を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三十三観音史跡公園や袖ヶ館跡地について引き続き現地調査を行い、整備方針について検討を行います。 ・三十三観音史跡公園や袖ヶ館跡地について四季を通じた情報発信を行います。 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	各団体の活動や里山の魅力についてホームページ等を活用してPRします。		

16	フラワーロード花いっぱい事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>道路などに植栽を行い、景観の形成を推進します。県が行うフラワーロード事業のほか、町独自の取り組みとして花いっぱい運動を推進し、自治会や企業への働きかけを行いながら、町内の道路愛護団体やサークル等に対して、美化運動への支援を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月 区長会総会で事業参加への案内やPRを行い、参加自治会の増加を図ります。</p> <p>5月～6月 道路の美化作業を行う団体に対し、県道については、県フラワーロード事業を活用し、町道については、町花いっぱい運動により花苗の提供などの支援を行います。</p> <p>6月～7月 事業実施後、町広報、新聞等に掲載し、次年度に向けた参加意欲の高揚を図ります。</p>	<p>10月 町進出企業や町内法人等へ、次年度取り組みに向けた募集案内やチラシの配布などを行い、実施団体、実施場所の増加を目指します。</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>事業継続団体及び新規団体の活動支援を行います。 自治会、法人等の各種団体 20団体 約11,000本 (平成29年度実績：17団体 10,000本) 事業実施団体の活動支援を行い、道路沿線の環境美化に努めます。</p>		

17	まちなみ景観事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>市街地のまちなみを保存及び形成していくうえで、県と協議、同意を得て、景観法に基づく景観行政団体となることを目指します。この団体となることで、景観計画を独自に作成でき、景観計画区域で行われる一定の規模を超える建築物の建築等や工作物の建設等については、景観計画に定める景観形成基準への適合が求められ、歴史と景観を活かしたまちづくりを積極的に進めます。</p> <p>また、屋外広告物の違反広告、福島県屋外広告物条例に基づき屋外広告物を掲出する物件の表示若しくは設置・更新・変更等の許可及び除却の適正管理等の事務を適正に行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画素案の策定に向け将来の街並み景観の基礎づくりを行います。 ・情報収集を行います。 <p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物に関する新規及び更新申請・許可業務を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画素案の策定に向け将来の街並み景観の基礎づくりを行います。 ・先進地事例の調査を行います。 <p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物に関する新規及び更新申請・許可業務を行います。 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内に景観計画素案の策定に向けた調査、情報収集を行います。 ・未申請屋外広告物設置者への届け出の指導を行います。 ・除却された広告物設置者への届出の指導を行います。 ・更新等各種予定件数65件 ・屋外広告物申請手続きのマニュアル化を図ります。 		

18	公園整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>都市公園、その他管理している公園について、長寿命化計画並びに公園整備計画に基づいた公園整備、施設の更新を行い、町民へ安全で安心な、ふれあい、憩いの場を提供します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・大池公園園路更新工事(第3工区)(H29繰越 6月~11月) ・長寿命化計画策定業務委託発注(6月)(H30現年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大池公園護岸更新工事(H30現年:10月~3月) 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・標準工期を確保した工事発注を行い年度内の工事完成を目指します。 ・誰もが安全、安心して利用できる公園づくりを目指します。 ・園路全体延長L=2,000m H30末完了L=870m 		

19	公園管理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>都市公園・その他の公園等の施設、遊具等を安全な状態に保ち、町民の方に安心して利用いただけるよう継続的な維持管理を行うとともに、花木の維持管理を充実させ、各公園の魅力を発信していきます。</p> <p>また、町・行政区・各種団体等が一体となって、町内38箇所ある公園等の管理体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園10箇所 ・その他公園28箇所 		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者との協定締結(4月) ・東京農業大学との連携協定に基づいた研究契約の締結(5月) ・各公園指定管理者との打合せ(5月) ・大賀ハス再生に関する維持管理(5月～9月) ・公園の魅力発信(ホームページ) 随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による樹幹注入の実施(2月) ・各公園指定管理者との打合せ(2月) ・公園の魅力発信(ホームページ) 随時 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各公園における景観等の魅力を発信します。(ホームページ、広報) ・年間を通して町民の方が安心して利用できるような適切な維持管理を実施します。 ・大賀ハスの再生に向け、昨年度開花数37輪以上を目指します。 		

20	桃源郷の里づくり事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>地域景観を未来の子供達への贈り物とする魅力ある地域づくりを展開するため、全町民参加型の「花木植樹による地域おこし」を前面に打ち出し、「百花繚乱」「季節の花咲く町やぶき」「花の里やぶき」と称されるような桃源郷の里づくりを進めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業により植栽植樹を行った大池公園のハナモモ・ヒガンバナについて適正な維持管理を行い、ホームページ等を活用し、PRに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業により植栽植樹を行った大池公園のハナモモ・ヒガンバナについて適正な維持管理を行い、ホームページ等を活用し、PRに努めます。 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業による植樹、植栽の実施を検討します。 ・年間を通して、協働事業により植栽植樹を行ったハナモモ・ヒガンバナについて適正な維持管理を行い、ホームページを活用し、PRに努めます。 		

21	羽鳥幹線水路復興道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>羽鳥幹線水路敷き（延長2.700m）の内、県道棚倉矢吹線の跨道橋の側道から本町3号線（善業内地内）に至る延長1.520mの道路を平成24年度から33年度にかけ道路改良拡幅を進め、中心市街地の活性化、交通利便性の向上を図ります。 また、緑地帯等の設置を検討し羽鳥疎水を顕彰する「せせらぎ水路」の事業化を推進します。</p> <p>・道路構成 幅員4.0m（5.0m） 歩道2.0m</p> <p>平成29年度末進捗率 45%</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	駅前口より南側の改良工事の実施設計（8月～9月） 実施設計委託 L=50m	駅前口より南側の改良工事の実施（9月～2月） 改良工事 L=50m	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	年度内に、矢吹駅前口より南側の道路改良工事を実施し、交通の利便性を向上させます。 計画延長 L=1,520m 平成30年度末整備延長 L=760m 進捗率50%を目指します。		

22	主要町道道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>道路整備事業における地方公共団体向けの交付金を活用し、地域の活性化及び通勤通学者、地域住民の安全で安心な通行を確保することを目的に主要町道の整備を実施します。</p> <p>・神田西線 L=50m W=5.5(9.0)m 改良工 ・一本木29号線 L=400m W=6.0(9.5)m 物件補償 ・館沢田内線 L=264m W=6.0(9.25)m 全体設計 ・新町西線 L=360m W=5.5(9.0)m 改良舗装工</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	・神田西線 実施設計（6月～8月） ・一本木29号線 物件補償（4月～3月） ・新町西線 改良工事（5月～12月）	・神田西線 改良舗装工事（10月～3月） ・一本木29号線 物件補償（4月～3月） ・館沢田内線 全体測量設計（10月～3月） ・新町西線 舗装工事（11月～3月）	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	各主要町道の整備を実施し、安全で安心な通行を確保します。		

23	都市計画道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>都市計画道路一本木29号線（旧石川街道）は主要幹線道路であり、リオンドール矢吹東店前交差点から中央公民館前の中心市街地を通り、国道4号に繋がる重要路線であります。本路線は小学校、中学校の通学路となっておりますが、歩道が未整備であること、大型貨物車両の通行規制があることから、通行者の安全確保や災害時の緊急輸送路として歩道設置を含めた道路の幅が急務であります。</p> <p>本路線は全体延長が1200mと長いため、工区を3工区に分け、ひとつの工区を5年を目標に関係機関との協議を進め道路整備を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一本木29号線 全体計画 L=1,200m W=6.0m (9.75m) (1工区L=400m、2工区L=300m、3工区L=500m) 1工区より事業着手（国庫補助事業） <p>平成29年度 用地測量、交差点設計、関係機関協議、用地買収・補償 平成30年度～約5ヶ年 用地買収・補償・踏切幅・拡幅工事</p>						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）</p> <table border="1" data-bbox="298 359 1500 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="298 359 906 405">前 期</th> <th data-bbox="906 359 1500 405">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="298 405 906 674"> <p>1工区【町道田町大池線から町道北町新町線】について、用地交渉を行ない、用地買収、物件補償を実施。 (4月～3月) 用地買収、物件補償</p> </td> <td data-bbox="906 405 1500 674"> <p>継続して用地交渉を行なう。 用地買収、物件補償</p> </td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	<p>1工区【町道田町大池線から町道北町新町線】について、用地交渉を行ない、用地買収、物件補償を実施。 (4月～3月) 用地買収、物件補償</p>	<p>継続して用地交渉を行なう。 用地買収、物件補償</p>
前 期	後 期						
<p>1工区【町道田町大池線から町道北町新町線】について、用地交渉を行ない、用地買収、物件補償を実施。 (4月～3月) 用地買収、物件補償</p>	<p>継続して用地交渉を行なう。 用地買収、物件補償</p>						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>1工区の地権者及び関係者との協議を行い、用地買収・物件補償を進めます。</p>						

24	生活道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業				
事業の概要・実施方針	<p>地域の特性や交通量などから地域住民と協議し現道を利用した簡易舗装を行い、日常生活道路の砂利道を解消し生活環境の整備を図ります。</p> <p>今年度は継続路線1箇所、新規6箇所について工事に着手し完成させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易舗装工事 7路線 白山地区(継続) L=100m 西原地区(新規) L=100m 神田南地区(新規) L=100m 上敷面地区(新規) L=100m 小松地区(新規) L=100m 堤地区(新規) L=100m 八幡町地区(新規) L=100m 						
進行管理	<p>実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）</p> <table border="1" data-bbox="298 1356 1500 1671"> <thead> <tr> <th data-bbox="298 1356 906 1402">前 期</th> <th data-bbox="906 1356 1500 1402">後 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="298 1402 906 1671"> <p>関係地権者や区長、関係機関との協議を進め調査や設計を行い工事に着手します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 白山地区 L=100m(5月～9月) 西原地区 L=100m(5月～9月) 神田南地区 L=100m(5月～9月) 上敷面地区 L=100m(5月～9月) 小松地区 L=100m(5月～9月) 堤地区 L=100m(5月～9月) 八幡町地区 L=100m(5月～9月) </td> <td data-bbox="906 1402 1500 1671">-</td> </tr> </tbody> </table>			前 期	後 期	<p>関係地権者や区長、関係機関との協議を進め調査や設計を行い工事に着手します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 白山地区 L=100m(5月～9月) 西原地区 L=100m(5月～9月) 神田南地区 L=100m(5月～9月) 上敷面地区 L=100m(5月～9月) 小松地区 L=100m(5月～9月) 堤地区 L=100m(5月～9月) 八幡町地区 L=100m(5月～9月) 	-
前 期	後 期						
<p>関係地権者や区長、関係機関との協議を進め調査や設計を行い工事に着手します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 白山地区 L=100m(5月～9月) 西原地区 L=100m(5月～9月) 神田南地区 L=100m(5月～9月) 上敷面地区 L=100m(5月～9月) 小松地区 L=100m(5月～9月) 堤地区 L=100m(5月～9月) 八幡町地区 L=100m(5月～9月) 	-						
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>・年度内に当初計画した簡易舗装を完了します。</p>						

25	一般町道整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>一本木8号線：本路線は幅員が狭く車両のすれ違いが出来ないため住民及び隣接する中央幼稚園園児の送迎車両の通行に支障をきたしていることから、改良拡幅を行い道路利用者の安全を確保します。 延長L=230m W=5.0 (6.0) m</p> <p>曙町長峰線：町の中心部である曙町から長峰地内を経由し泉崎村へと通じる2級幹線道路であり、長峰地区歩道整備内事業完了にあわせ事業に着手します。 延長L=280m W=5.0 (6.0) m</p> <p>八幡町11号線：町道曙町長峰線から八幡町地内をつなぐ町道であり、拡幅整備することで住民の利用向上が図れます。 延長L=220m W=4.0 (5.0)</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一本木8号線 実施設計(5月～6月) 改良工事(7月～12月) ・曙町長峰線 物件補償(5月～9月) 実施設計(5月～9月) ・八幡町11号線 用地補償(5月～9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一本木8号線 改良工事(7月～12月) ・曙町長峰線 改良工事(10月～3月) ・八幡町11号線 物件補償(10月～3月) 	
目標管理	成果目標・数値目標等 <p>曙町長峰線、八幡町11号線につきましては、関係地権者より道路計画の同意を得ながら30年度予定分の土地売買契約及び物件補償契約を完了し、一部工事に着手します。 一本木8号線につきましては、上下水道工事との調整を行い、継続して改良工事を実施し、今年度中に工事を完了します。</p>		

26	橋梁の長寿命化事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町が管理している道路橋の急速的な老朽化に対応するため、予防的な補修及び修繕を計画的に実施し、修繕・修繕に係る費用の縮減を図ります。 平成30年度は平成28年度～平成29年度の橋梁点検の結果をもとに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき事業を進めます。 ・橋梁補修設計 1橋</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁補修設計に係る協議(5月～9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁補修設計(9月～3月) 	
目標管理	成果目標・数値目標等 <p>橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修設計(1橋)を完了します。</p>		

27	建築基準法みなし道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>用途地域内で、みなし道路として後退した土地について用地買収し、緊急車両が進入できるよう拡幅し、安全性の確保及び住環境の整備を図ります。</p> <p>また、地区計画に指定された道路についても計画的に先行買収をします。（道路幅員4m未満の場合はその道路の中心線より2m後退した用地）</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	八幡町11号線 ・用地買収(5月～6月) ・分筆登記(7月) ・実施設計(8月～9月) L=112m W=6.0m	八幡町11号線 ・改良工事(10月～3月) L=112m W=6.0m	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	八幡町地内の狭あい道路の整備のため、用地買収及び一部工事に着手します。 L=112m W=6.0m		

28	排水路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町内排水路で雨天時に生活の支障となる箇所の整備、改築を行い生活環境基盤の改善を図ります。</p> <p>(継続2路線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・善郷内9号線排水路整備 L=100m ・下宮崎排水路整備事業 L=120m 		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	・善郷内9号線排水路整備 実施設計(5月) 排水路整備工事(6月～8月) ・下宮崎排水路整備事業 関係地権者、隣接地権者との協議(7月～9月)	・下宮崎排水路整備工事(10月～3月)	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	・年度内に排水路整備工事を完了し、生活環境の改善を図ります。		

29	矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>古くから町の中心市街地としての役割を担ってきた地区であるJR矢吹駅周辺を区域とし、人口減少と少子高齢化の進行、近接する国道4号沿線や矢吹中央10周辺などへの大型店舗の進出などにより、近年は賑わいや活力が低下しており、さらに、平成23年の東日本大震災によって大きな被害を受け、現在は空地なども多くなっている地区を東日本大震災からの復旧・復興と、これにあわせた多様な都市機能が集積するコンパクトな歩いて暮らせるまちづくりを進め、魅力と賑わいのある中心市街地として再生します。</p> <p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備事業） 区域面積：42ha 事業年度：平成27年度～平成31年度 （仮称）矢吹町複合施設、防災公園、中町ポケットパーク整備事業</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）矢吹町複合施設整備事業 住民説明会の開催（6月） 実施設計発注（6月） ・道路整備事業 本町8号線用地買収（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）矢吹町複合施設整備事業 道路改良工事発注（10月～） 建築工事工事発注（1月～） 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内に（仮称）矢吹町複合施設整備工事に着工し、平成32年3月の完成を目指します。 ・本町8号線道路改良工事を年度内に完了させます。 		

30	ラウンドアバウト整備促進事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>平成25年6月に道路交通法の一部改正が行われ、ラウンドアバウト※（環状交差点）が法的に位置付けられたことを受け、町内の交差点でもラウンドアバウト設置に向けた検討を行い、関係省庁と協議を進めます。ラウンドアバウト普及協議会に加入し、普及に努めます。</p> <p>※ラウンドアバウト・・・円形の交差点。道路標識等により、車両が右周りに通行することが指定されている交差点。信号機がないのが特徴。効果として、事故の減少や渋滞の緩和が期待される。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何を行うか）		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ラウンドアバウト普及促進協議会による、導入に向けた研修会等に参加する。（5月：協議会定期総会に出席予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内交差点に導入するための調査を検討する。 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	ラウンドアバウト導入に向けた調査検討を行います。		

31	「(仮称)矢吹泉崎バスストップ」整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>近年の交通移動の手段として、競争の激化による低価格化が進んでいる高速バスが注目を浴びており、町内でも利用者が増加傾向にあります。そこで、東北自動車道矢吹10付近にある待避所を利用したバス停車場を建設し、町民の移動手段を増やすとともに、首都圏に広くアピールすることにより、来町者の増加や二地域居住の推進、さらには、本町復興の形として表せるよう事業を実施します。</p> <p>・平成30年度 【上り線】 建築工事、土木工事 駐車場整備工事 電気設備工事 光ケーブル等移設補償(本設)</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	・建築工事、土木工事(上り線) 関係機関との協議(4月～5月) 実施設計、積算(5月～7月) 工事発注(8月～) ・駐車場、電気設備工事 実施設計、積算(5月～7月) 工事発注(8月～)	・建築工事、土木工事(上り線) 工事施工管理(～2月) ・駐車場、電気設備工事 工事施工管理(～2月) ・光ケーブル等移設補償 移設補償契約(10月～)	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	工事を年度内完了とし、来年度中の供用開始を目指します。		

32	道の駅推進事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>道の駅整備事業の施設整備に関する調査・検討・各関係機関との協議調整、造成計画の概略設計等を実施し、施設の配置計画(案)の策定を目指します。また、本年度中には国道4号拡幅に伴う方針が示されることから、一体型整備として国との連携を図り、整備目標年度までの施設整備に関するスケジュール、建設財源の検討を踏まえ、「施設整備基本計画」の年度内着手を目指します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	5月 道の駅実施計画の検証 6月 関係機関との事前協議 9月 施設基本計画策定の課題整理 作業スケジュールの確認 庁内(所管課、首脳部)協議	10月 造成計画 概略設計 発注 11月 交差点 概略設計 発注 12月 関係機関協議 3月 造成計画(案)策定 施設整備計画発注(線越) 地域協議会への進捗報告	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>「施設整備基本計画」の策定に必要な庁内、関係機関との事前協議を行い、造成計画(案)の策定、計画敷地の決定、施設整備基本計画の着手、平成31年度以降の実施体制についての関連課との協議、検討を行います。</p>		

33	事務処理のマニュアル化の推進	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・ 実施方針	<p>効率的で確実な事務事業の執行を図るため、係内会議等を活用しながらマニュアル化の必要な事業を選定し、「事務処理マニュアル」の作成、見直しを検討します。</p> <p>また、必要に応じてチェックリストを作成し、確認漏れ、審査等の判断を明確にすることで、適切かつ迅速な事務処理を行います。</p> <p>さらに、各業務のマニュアル化を推進することで、リスクマネジメントを強化します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>6月 現在のマニュアル、受付方法などを検証します。</p> <p>8月 検証結果によって必要な業務については、当初の受付から完了までのフロー、マニュアルの作成を検討します。</p>	<p>11月 上半期の実施状況を検証し、改善の必要な箇所の洗い出しを行います。</p> <p>3月 年間を総括し、次年度に向けたマニュアルの見直しを行います。</p>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>住民サービスの向上、迅速化等を図るため、チェック機能を高めるとともに、事務処理の共有化及び効率化を図り、ミスのない、効率的な事務処理を行います。</p>		

34	内部管理経費の節減	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・ 実施方針	<p>効率的に事務事業を執行するため、事務経費を含めた事業費等の無駄をなくし、歳出削減を図ります。</p> <p>特に補助事業にあたっては、事務費等を有効に活用し、自主財源の歳出削減に努めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費の有効活用 ・電気機器等の節電 ・用紙裏紙の有効活用 ・クールビズの実施 ・節電行動の実施 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費の有効活用 ・電気機器等の節電 ・用紙裏紙の有効活用 ・ウォームビズの実施 ・節電行動の実施 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>係長会議等において課員への周知を図り、全体事業費に対する内部経費を前年度比3%削減を目標に取り組みます。</p>		

35	町税等の収納率の向上	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>水道使用料、下水道使用料等については、収納率の向上を図るため、徴収業務委託先との連携を図り、滞納者の徴収強化、訪問徴収、滞納処分を行います。</p> <p>また、住宅使用料については、滞納者に対して早期に催告と納入指導を行い、一括での納入が困難な滞納者には納入相談を行い計画的な分納を促すための分納誓約書を徴収するほか、不履行があった場合には連帯保証人への納入協力要請や催告を行うなど、適正かつ公平に収納確保に努めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	7月 滞納状況の実態調査 8月 徴収計画の検討 保証人への協力要請等 随時 納入相談、分納誓約書徴収、督促、催告、臨戸訪問	10月 臨戸徴収 11月～12月 保証人への催告(電話、文書) 随時 納入相談、分納誓約書徴収、督促、催告、臨戸訪問	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金 現年度分収納率：H29実績(98.3%)⇒H30(98.5%) 過年度分収納率：H29実績(14.2%)⇒H30(25.0%) 下水道料金 現年度分収納率：H28実績(98.2%)⇒H30(98.5%) 過年度分収納率：H28実績(47.4%)⇒H30(50.0%) 住宅 現年度分収納率：H29実績(90.4%)⇒H30(91.0%) 過年度分収納率：H29実績(19.0%)⇒H30(25.0%) 		

36	特別会計及び企業会計の健全化	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>平成28年度に策定した「上下水道事業経営戦略」の進捗管理を行うとともに、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化に努めます。</p> <p>また、上下水道使用料の改正や公共下水道事業の公営企業法適用化について検討します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> 4～9月 料金改正に関する情報の収集 4～9月 公営企業法適用化に関する情報収集 8月 経営戦略に前年度決算額を反映し、経営状況を分析する 9月 上下水道経営審議会に経営状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> 10～3月 適正料金への改正検討 10～3月 公営企業会計法適用化に関する情報収集・移行検討 10～3月 経営戦略の予測数値の修正 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> 適正な上下水道使用料の算出方法について情報を収集し、改正を検討します。 公共下水道事業の公営企業法適用化について情報を収集し、移行を検討します。 経営戦略に前年度決算額を反映し、経営状況を分析して、予測数値を修正します。 		

37	公共施設の長寿命化・統廃合の推進	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>道路、橋梁、公園、住宅、上下水道等の施設ごとに長寿命化計画に基づき適切な維持管理、更新を実施します。また、施設の利用、運用状況に応じて、施設の廃止について調査、検討を行います。</p> <p>【道路】道路修繕計画に基づき、計画的かつ適切な修繕に努めます。</p> <p>【橋梁】策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町が管理する橋梁の補修・修繕を行います。</p> <p>【公園】長寿命化計画に基づき、H31は田内公園、三城目学校山公園、神田公園、小池公園の修繕を行います。</p> <p>【住宅】長寿命化計画に基づき、適正な維持管理、修繕を行います。</p> <p>【上下水道】ストックマネジメントを踏まえた長寿命化計画に必要なデータのGISシステム化を進めます。</p> <p>【農業集落排水】各地区毎に更新計画を検討するとともに、大和久地区については公共下水への編入へ向けて協議調整を進めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月 長寿命化計画に基づく実施計画の確認、スケジュールの調整、関連事業との調整を行います。</p> <p>6月 必要な施設について計画の策定、見直しを行います。</p>	<p>10月 実施状況の進捗管理を行います。</p> <p>12月 次年度の計画策定、予算計画を策定します。</p>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>長寿命化計画策定済みの施設については、実施計画に基づく計画的な改修更新を行います。また、施設の廃止等についても、施設の利用、運用状況に応じて検討を行います。未策定、見直し予定の施設については、必要により計画策定までの年次スケジュールを決定します。</p>		

38	町営住宅用途廃止の推進	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>耐用年数を経過している老朽住宅は、建物の耐震性、耐火性、維持管理等を勘案すると快適な住まいとされる住環境を維持するには相当の改修費・修繕費が発生するうえ、高齢化社会が深刻な情勢では段差解消や車いす対応などの福祉機能の整備が求められることから、さらに経費が加算する懸念があります。</p> <p>このため、耐用年数が超過した老朽住宅については、新規入居者を募集せず政策空き家としながら、計画的に用途廃止・除却を進めます。</p> <p>なお、用途廃止が決定した住戸の入居者には老朽住宅の現状を十分に説明し、理解を得たうえで、別の住戸への移転や退去を促します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>6月～ 用途廃止住戸の調査検討</p> <p>7月～ 移転交渉の実施</p>	<p>10月～ 移転先住居の修繕</p> <p>11月～ 移転補償契約の締結</p> <p>2月～ 国への用途廃止申請</p>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>入居者の実態を考慮しつつ、丁寧に説明をしながら、入居者の集約化を図っていきます。</p> <p>用途廃止目標 1棟6戸</p>		

39	事務事業の民間委託の推進	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・ 実施方針	<p>指定管理者制度、民間委託について、十分な調査、検証を行い、必要があれば制度の変更、廃止も含め、今後のあり方について検討を行います。</p> <p>公営住宅の管理業務委託については、委託規模等から委託が難しい状況にありますが、引き続き調査検討を行います。</p> <p>上下水道事業については、既に施設の維持管理等において民間委託を実施しており、更に合理化の検討と効率化を進めます。</p> <p>また、広域的な業務連携についても関係市町村と協議を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月：指定管理者、受託者との年次計画の確認を行います。</p> <p>随時：必要に応じて協議を行います。</p> <p>8月：広域圏管内市町村と広域化、民間委託等について協議します。</p>	<p>10月以降：広域圏管内水道管理者会議において広域化、民間委託等について提案。</p> <p>10月以降：公営住宅の管理委託業務の調査検討。</p>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>指定管理者制度、民間委託の適否及び制度継続の是非、委託内容の充実、拡大等の必要性の有無等を検証し、次年度以降の方向性を示します。</p>		

40	時間外勤務命令の抑制	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・ 実施方針	<p>年間事業計画を細かく検証し、時期や役割を分散できる業務について調整を行うほか、各係で超過勤務の状況を把握し、その結果に応じて係内での調整や事務分掌の再調整を行います。</p> <p>また、ノー残業デーの徹底を図りつつ、職員の健康に与える影響を考慮し、仕事と私生活の両立を意識させながら、時間外勤務の適正な運用と縮減を図ります。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別及び課内各会議での喚起 ・ノー残業デーの推奨 ・効率的な事務の実施 	<p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上半期の状況検証 ・個別及び課内各会議での喚起 ・効率的な事務の実施 ・ノー残業デーの推奨 	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課内各会議での喚起（月2回以上実施） ・効率的な事務の実施（計画的な事務執行） ・ノー残業デーの推奨 ・ゆう活、休暇等の効果的な活用 ・時間外勤務時間の抑制 		

41	行政情報の積極的な発信		都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・ 実施方針	<p>住民が町ホームページで内容や手続き等が事前に確認できるよう、わかりやすく、見やすい、利用者の視点に立った掲載内容とします。</p> <p>また、ホームページ・広報において、内容の充実に努め、当課の取組み・イベント等を周知するなど、情報提供を充実させることで、住民の関心を高めます。</p>			
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
	前 期		後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例的な情報確認と周知(随時) ・ 関係情報の発信(月に1回程度) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例的な情報確認と周知(随時) ・ 関係情報の発信(月に1回程度) 	
目標管理	成果目標・数値目標等			
	<p>随時 定期的な情報発信</p> <p>随時 都市整備全般に関する情報や事業実施結果についてホームページ、広報等に掲載。</p>			